

会議名称	平成22年度第3回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成22年10月28日(木) 14時から15時40分まで	
場所	杉並区役所 第4会議室 (中棟6階)	
	委員	江藤会長、井上委員、今村委員、櫻田委員、柴田委員、谷委員、富岡委員、藤本委員、柳澤委員、岩田委員、河津委員、河野委員、鈴木委員、小幡委員、茶谷委員
	実施機関	末久障害者生活支援課長、和久井高齢者施策課長、原田介護保険課長、吉野みどり公園課長、南雲課税課長、加藤杉並福祉事務所長、大井区民課長
	事務局	大藤行政管理担当部長、牧島政策法務担当部長、松川情報システム課長、中島法務担当課長
傍聴者	1名	
配布資料	事前	・資料1 平成22年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 平成22年度第3回情報公開・個人情報保護審議会 報告事項
	当日	・会議次第 ・委員名簿 ・「資料2【区民生活部課税課】特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収・特別徴収)に関する業務」の正誤表

【会議内容】

- 1 平成22年度第2回会議録の確定
- 2 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
報告第10号	障害者就労支援に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第12号	障害者就労支援事業対象者管理(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	答申
報告第11号	高齢者実態調査に関する業務の登録について(追加)	報告了承
報告第12号	介護資格取得支援及び育成に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第13号	介護資格取得支援及び育成に関する業務の外部委託について(新規)	答申
諮問第14号	指定管理者が管理する個人情報の取扱いについて	答申
諮問第15号	特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収)に関する業務の外部委託について(新規)	答申
報告第13号	特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収)に関する業務の外部結合について(新規)	報告了承
諮問第16号	特別区民税・都民税賦課徴収(特別徴収)に関する業務の外部委託について(新規)	答申

(裏面に続く)

諮問第 17 号	特別区民税・都民税賦課徴収（特別徴収）に関する業務の外部結合について（変更）	答 申
報告第 14 号	住民税賦課情報伝送システムに記録する個人情報の項目について（追加）	報告了承
諮問第 18 号	生活保護に関する業務の外部結合について（新規）	答 申
諮問第 19 号	生活保護レセプト管理（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	答 申
諮問第 20 号	住民基本台帳カード等券面事項表示（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	答 申

会長	<p>本日はご多忙のところ、また悪天候にかかわらず、当審議会にご出席いただきありがとうございます。ただいまより、本年度第3回情報公開・個人情報保護審議会を開会します。</p> <p>最初に議員選出委員の一部の方について変更がありますので、事務局から紹介をお願いいたします。</p>
政策法務担当部長	<p>議会から選出された委員の一部の方について変更がありましたので、紹介させていただきます。新しい委員の河津利恵子委員です。それから本日欠席の委員ですが、関昌央委員です。なお、退任された委員は、小野清人委員と斉藤常男委員のお二人です。委嘱状は席上に配付しておりますので、よろしくお願いいたします。また、新しい委員名簿も本日、席上にお配りしておりますので、ご確認いただければと思います。なお、大変申し訳ございませんが委員名簿のお名前に誤りがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。区議会議員の河野庄次郎委員ですが、「庄次郎」の「次」が「二」になっておりますが、「次」に訂正をお願いいたします。誠に申し訳ありませんでした。</p>
会長	<p>本日、都合により欠席される委員の方について、事務局から紹介をお願いします。</p>
政策法務担当部長	<p>本日の会議に欠席される旨のご連絡がありました委員は、菅沼委員、高橋委員、土井委員、関委員、横山委員の5名です。</p>
会長	<p>議題に入ります。本日の進め方ですが、会議次第としてお配りしてありますように、前回の会議録の確定を行った後に報告・諮問事項を審議していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。はじめに会議録ですが、事務局から修正や不足の説明がありますでしょうか。</p>
法務担当課長	<p>修正はありません。</p>
会長	<p>前回の会議録について、他にございますか。ございませんようですので、前回の会議録は確定といたします。報告・諮問事項に入りたいと思います。</p>
政策法務担当部長	<p>諮問文を読み上げ会長に渡す。</p>
会長	<p>ただいま諮問文を受け取りました。報告・諮問事項に入りますが、最初に報告第10号、報告第11号、諮問第12号について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p><b>報告第10号、諮問第12号、報告第11号</b></p>	
法務担当課長	<p>報告第10号、諮問第12号、報告第11号について説明する。</p>
会長	<p>どうもありがとうございました。ただいまの説明についてご質問、ご意見はございませんでしょうか。</p>
委員	<p>報告第10号と諮問第12号に関連して、お尋ねします。今まで2つあった障害者の企業への就職をめざしての事業が、新たに1つ加わって、3つが登録されるということで、大変良いことだと思うのですが、3点お尋ねします。</p> <p>1点目は、企業への就職という障害者の社会参加が行われるわけですが、この障害の区分とといいますか、障害がどの程度の方が対象になっているのかということ。つぎに、助成金額は雇用対象者の賃金月額額の3分の1で、時給に</p>

	<p>換算して 300 円が上限ということですが、これを単純に 3 倍して 900 円が時給の上限なのか、ということが 2 点目です。3 点目は、電算入力 of 規模について、「杉並区障害者ステップアップ雇用事業」が 7 月からの実施で、9 月現在、利用実績がゼロということですが、年度内にどの程度の利用を見込んでいるのか、をお尋ねします。</p>
障害者生活支援課長	<p>まず 1 点目の就労支援の対象者の障害程度は、一般企業等に就職する場合、「愛の手帳」3 度や 4 度になるかと思えます。区役所実習ですと、もう少し重い方々も受入れ対象としています。2 点目の時給の部分です。時給の 3 分の 1 の 300 円というのは、「最低賃金」の 821 円を目安にしながら、上限を 900 円ということで対応しているところです。「ステップアップ雇用」の利用見込みでは、いまのところ受入れ企業等がまだ見つかっていない状況ですが、1 年間助成するというように考えています。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>報告第 11 号について、新聞で大騒ぎになった事件でもあり、高齢者の所在、安否を確かめることは、役所としても非常に大変な仕事と思えます。これに関して、地域の協力体制もできていますが、なかなか有効に作用していないのが現実かと思えます。今回は 100 歳以上ということですが、100 歳以下の、例えば 80 歳以上、あるいは、後期高齢者の 75 歳以上という、そういう方々の確認については、今後何らかの対策を講じることがあります。</p> <p>それから、毎年、行旅死亡人が区内でも 1 人、2 人出ていると思えます。全国的に考えれば、何千人という方が身元がわからず亡くなっておられる現実がありますが、こういう方々に対する確認作業はどのようにされているか、この 2 点についてお尋ねします。</p>
高齢者施策課長	<p>「100 歳以下の調査のあり方を今後どのように検討していくか」、についてお答えします。第 3 回区議会定例会で補正予算を組み、高齢者の訪問面接調査のあり方を検討していくことになり、10 月 26 日に第 1 回検討会を開きました。安否を確認する必要もありますが、もし適切なサービスが提供されていないようであれば、支援していく必要があるだろうと、現在検討を進めている状況です。来年度からはある一定年齢で区切り、そのような方の調査を進めていきたいと考えています。</p>
会長	<p>ほかにございますか。</p>
委員	<p>行旅死亡人の件も、分かれば、で結構ですがお願いします。</p>
情報システム課長	<p>今年の 3 月まで、福祉事務所で勤務しておりました。行旅死亡人の調べ方について説明しますと、対象のお年寄りの方が亡くなって、引受人がいない場合、本籍地に問い合わせをして、戸籍謄本を取り寄せ、近親者がいればその方を、いないとわかった場合でも、なぜいないかを明確にします。例えば、結婚をしていない場合には、その方の住所地まで行って調べることもあります。昨年度は、荻窪管内で何件か発生しましたが、全て調査して身内の方にお返ししました。ただ、路上生活者等で全くわからない場合には、火葬してお寺に預けるといった状況です。今年は若干増えている状況があると、伝え聞いています。</p>

委員	わかりました。
会長	ほかにございますか。
委員	先ほど委員が言われたように、 <b>90歳以上、100歳まで</b> でなく、それ以外の人も調べる必要があるかと思います。それから、個人情報登録票の「生活状況等の情報」の「生活実態」と「暮らし向き」は、どのように違うのですか。
高齢者施策課長	「生活状況等の情報」について、実態調査で「生活実態」は、近所付き合いや外出の頻度を、「暮らし向き」は、仕事をしている理由や就労状況等を調査します。ただ、調査項目は、毎回少しずつ変化している状況です。
会長	よろしいですか。ほかにかがでしょうか。
委員	最初の「障害者就労支援に関する業務」の報告と諮問について、 <b>2</b> ページの「個人情報の記録の内容」の、「社会活動等の情報」の中で、「退社・退所理由」、「雇用期間」、「雇用形態」などあります。ここで集めている情報はいろいろ変わる場合もあると思いますが、ずっと保存し続けるのですか。そうだとすると、いつまでこれらの情報が使われるのか、また、管理されるかを知りたいのです。
障害者生活支援課長	「ワークチャレンジ事業」等は、区役所での就労経験をしてから、一般企業での就労を目指しています。一般企業に就職してから、その後も支援等は一定程度必要になると思いますので、 <b>3</b> 年程度と考えております。
委員	そうすると、 <b>3</b> 年経過してから長くて <b>1</b> 年、というようなこともあります、その方がまた違う所で就労ということが起きるなど、いろいろ考えられると思うのです。あるいは <b>1</b> 年間経過して、ちょっとお休みするのか、続けて継続してやるのかどうかよくわかりませんが、いずれにしてもそういうことが繰り返されることがあると、一般的な <b>3</b> 年間の保存では間に合わないのかなと思います。また、折角その人にとってより良い就職先を、ということでやられていると思いますが、その辺の活かし方はどうなのかな、という思いがあるものから、もう少し説明していただければと思います。
障害者生活支援課長	一般就労に向けて、障害者の就労を支援している障害者雇用支援事業団（ワークサポート杉並）との連携で支援することにしています。例えば一般就労した後の、ワークサポート杉並による就労の定着支援等です。一般就労した後は、ワークサポートの定着支援に重点が置かれていくという考え方になります。
委員	その場合、データというか、資料はそこに渡すことになるのですか。
障害者生活支援課長	区役所でのワークチャレンジ事業も、実際にワークサポート杉並の支援もあるので、一定程度の情報共有をしています。改めてワークサポート杉並が就労支援する際も、個人情報は本人の同意の上で、ワークサポート杉並が収受するという流れです。
委員	報告第 <b>11</b> 号に関連してですが、 <b>100</b> 歳以上の方に関して、いろいろと問題がありました、素早く対応されてきたと思います。個人情報登録で、「後期高齢者医療保険制度」と、「介護保険給付」に関わる個人情報を、目的外で使う項目を追加したということですね。そうすると、個人情報の新たな使い方として、「こういう情報を活用しながら、こんなこともしますよ」ということなので、本来なら事前に審議されるのが筋、のように思うのです。そうではなくて、「(報

	<p>告・諮問事項等) 説明書」には「区民福祉の向上を図るため、法令等の定めに基づき適正に業務を執行するとき」と条項が書いてありますが、これを言ってしまうと、何か端的な言い方になって失礼ですが、何でもいようになりそうな気がするのです。その辺を事前に報告して、個々の了解を得ることなしに、なぜこういう形が適正な活用の仕方だったのか、ということをもう少し説明していただきたいと思います。</p>
法務担当課長	<p>杉並区の個人情報保護制度は、法令等の定めで「区民福祉の向上のため」に個人情報の目的外利用を行うことができます。一方、法令等の根拠がない場合については、審議会に諮問を行いあるいは、緊急の場合については、後ほど審議会に報告をすることになっています。ただ、このような条項が規定されているのには理由があり、国の個人情報保護制度と比較すると、一歩進めて、より開かれた形で行っています。しかし、個人情報保護条例第 14 条第 2 項の「区民の生命、健康又は財産に関する危険を避けるため緊急かつやむを得ない」だけではないですが、自治体として急ぐものがあるので、第 14 条第 2 項第 3 号の規定があるのではないかと考えました。今回の事例がまさしくそうであったので、この条項を適用させていただきました。</p>
委員	<p>わかりましたが、ちょっといかなものかなと思います。いろいろなことでこういう条項を追加して、目的外でやりたいので追加したいということがでてくるわけですが、そのようなことからするとどうなのかな、という思いがあって聞いたところですよ。わかりました。</p>
会長	<p>ほかにございますか。ないようですので、報告第 10 号、報告第 11 号は報告を受けたことにします。諮問第 12 号については決定といたします。次に報告第 12 号、諮問第 13 号、諮問第 14 号について、事務局から説明をお願いします。</p>
報告第 12 号、諮問第 13 号、諮問第 14 号	
法務担当課長	<p>報告第 12 号、諮問第 13 号、諮問 14 号について説明する。</p>
会長	<p>どうもありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますか。ないようですので、報告第 12 号を受けたことにいたします。諮問 13 号、諮問 14 号は決定といたします。次に報告第 13 号、報告第 14 号、諮問第 15 号、諮問第 16 号、諮問第 17 号について説明を事務局からお願いいたします。</p>
諮問第 15 号、報告第 13 号、諮問第 16 号、諮問第 17 号、報告第 14 号	
法務担当課長	<p>諮問第 15 号、報告第 13 号、諮問第 16 号、諮問第 17 号、報告第 14 号について説明する。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますか。</p>
委員	<p>この収集する記録の中で、伝送システムの 26-4 ページに関係している項目の中ですが、217 番から 220 番まで、その他の所得に係ることがいろいろ書いてあります。その他の所得の内容を項目別にしないで、このようにしているのはどういう理由なのか、聞かせていただきたいと思います。具体的にもう少し「そ</p>

	<p>の他の所得金額」というのは、ここにある以外でどのようなものが「その他の所得金額」になるのか、その2点について説明をお願いいたします。</p>
課税課長	<p>例えば、217番「その他の所得金額」ですが、具体的には「総合課税分の所得以外の所得金額」を示すものです。また、218番「その他の税額控除金額」については、「あらかじめ申告書に記載のない税額控除」を示すものです。</p>
委員	<p>どうしてこういう区分の仕方になっているのか、という理由も含めてもう少しわかりやすくお願いします。個人情報の収集なので、できるだけ具体的なほうがわかり易いということです。1つの項目の中にたくさんの要素が入らないで、こういうもの、そういうもの、というようにその範囲が広がらない限定された形にして、誰が見ても「ああそのことなのか」、「そういうものが収集されているのか」と、わかることが必要だと思うのです。区側はそれでわかるかもしれませんが、私たち、特に私はよくわかりません。そんな思いがあるので、ここにあることと、それ以外にその他と分けている理由は何なのか。総合課税以外のものだという話がありましたが、もう少しその辺の具体的な中身についても説明していただければと思います。</p>
課税課調整担当係長	<p>今回、e-Taxの電子申告もありますが、紙の申告書を電子化して、国税庁から地方団体に送付されることになっています。申告書、いわゆる帳票ですが、そのレイアウト、様式をベースに個人情報を捉えていて、「その他の所得金額」あるいは「その他の税額控除金額」という名称ですが、国税庁あるいは地方電子化協議会から示された名称にある程度沿ったものにしております。</p> <p>具体的に言いますと、「総合課税分の所得以外の所得」ですと、「分離長期譲渡所得」であるとか、「先物取引の所得の金額」というものが入ってくると思います。「その他の税額控除金額」ですが、中小企業の方に対する政策減税がありまして、いわゆる試験研究に費用を支出する場合に、特別控除できるといったような例があります。</p>
委員	<p>すみません、私がよくわからないのですが、12ページの最初の事業の概要説明の1のところ、これまでと違ったeLTAXで、もっと進んだ形の云々ということなのですが、いままでのものと、このeLTAXという方式による中身が、どのように違うのかを説明していただけたら、ありがたいと思います。</p>
課税課長	<p>これまでも政府は、税の電子化を進めてきたところで、eLTAXを利用して、例えば年金データのやり取り、年金特別徴収（年金特徴）データのやり取り、給与支払報告書の電子的な申告などを進めてきました。今般、その最終版として、所得税の電子申告分と紙での申告分を電子データ化したものを、eLTAXポータルを通じて一元的に、各区市町村の税務担当に送信するということを、平成23年1月から始める予定です。それがこの国税連携という、今般諮問させていただくものです。</p>
委員	<p>12ページで、いま委員がおっしゃった「事務事業の概要」に1、2、3、4とあります。この辺の解釈がなかなか難しいのですが、「国税連携」について、専門の民間事業者が行うことが効率的だと。いろいろな事務上の処理をしたいということはわかるのですが、果たして専門の民間の事業者というのはどういう</p>

	ことなのでしょうか。さまざまな機関、団体などがありますが、この場合でいう専門の民間事業者について、よろしく願いいたします。
課税課長	13 ページに、「登録委託先事業者」という名称が載っています。いわゆる eLTAX ポータルから自治体に送ってくるためには、LGWAN 回線を使うわけですが、そのサーバーの運営をする事業者のことで。例えば杉並区では、すでに年金特別徴収データ、給与支払報告書の送信データの受信等は NEC が行っていますが、今後、国のほうで事業者を 6 社指定するというので、そういう事業者と各行政が業務委託契約を結ぶということです。その業務委託契約も個人情報に関する外部委託ですので、今般のこの審議会に諮問させていただいています。
委員	いまの説明ですと、民間といえども行政のほうがある程度指定したとか、何か一定の条件があるわけでしょう。それに当てはまった民間の事業者だということ、そういう枠にはまる事業者をいうわけですね。
課税課長	おっしゃるとおりです。
委員	そうですか。
課税課長	社団法人地方税電子化協議会の審査にかなった、セキュリティ基準を実施できる事業者ということになります。
委員	参考までなのですが、その年金と給与に係るこの報告、所得に係る云々ということなのですが、対象の数はどのくらいになるのですか。
課税課長	給与支払報告については、まだまだ会社から紙での提出というのが多いです。現在、杉並区における eLTAX 受付件数は、約 32 万件的うち約 7 千件ということで、約 2%にとどまっています。
委員	それは、給与の報告に関するものですか。
課税課長	給与支払報告書です。特別徴収義務者から毎年 1 月末日までに提出されるものです。
委員	年金のほうは、どのくらいですか。
課税課長	年金のほうは、65 歳以上の年金特別徴収者全員ですので、約 3 万 4 千件です。
会長	ほかにございますか。
委員	13 ページの業務委託期間についてなのですが、「委託先との授受の方法」が「専用回線」で、「業務委託期間」が「継続」になっていますが、期間というのはある程度契約期間があって、定まってやっているのか。あるいは一組織に委託した場合、ある程度継続性がないと業務が年中変更するということは、できないと思うのです。大体継続期間中は、ずっとその事業者が引き継いでやっていくのかどうか、その点はいかがですか。
課税課長	1 年ごとの更新契約です。
委員	それはいいですね。
委員	先ほど登録委託先の事業者に、国が 6 社を指定したと伺いましたが、自治体はその中のどこかと契約をするという話がありました。この 6 社というのは、もし、明らかにすることができるのであれば、参考までに示していただきたいと思います。



課税課長	例えば、株式会社 NTT データ、株式会社 TKC、株式会社茨城計算センター、株式会社ユーフィット、株式会社日立情報システムズ、それから日本電気株式会社（NEC）です。これは、いま委員のお話から「指定」とありましたが、今後、11月辺りに指定される予定ということで、指定候補事業者というのが、今日現在の時点では正確なところかと思えます。
委員	当面はこの6社が指定される予定だということですが、今後、このようなところが増えていく方向性があるように思えます。どのような見通しですか。
課税課長	私もそのように考えています。地方税電子化協議会の、セキュリティ基準をクリアできる事業者であれば、その可能性はあるかと考えています。
委員	極めて重要な個人情報を取り扱うということで、データを取扱うにあたって、特別な電算処理の方式みたいなもの、例えば、自分のところでもこのような仕事を受入れられるという、資格というか、何かそのようなものがあるのかどうか、教えていただけたらと思います。
課税課長	登録委託先事業者、候補者ですが、これについてはいまも申し上げましたように、地方税電子化協議会がセキュリティ基準を定めていますので、あくまでもそのセキュリティ基準にかなう設備を有する事業者に、限られてくるということです。
委員	先ほど、単年度契約というお話だったのですが、これだけ膨大なデータを管理運営するためには、単年度で契約更新するのは大変な作業かなと感じます。ある程度継続性をもった契約のほうが、むしろ行政としてはいいのかと思います。なぜ単年度で更新していくのか、理由があればお聞きかせください。
課税課長	総務省または地方税電子化協議会は、常に一元的にこの委託事業者を監視しておりまして、毎年、安全基準が満たされているかというところをチェックしているわけです。そういうところで安全基準が満たされないような場合は、自治体に「契約を解除したらいかがか」と言うこともできるわけです。解除された場合、A社からB社になって全くわからなくなってしまうことがないような、担保も取っております。しっかりデータを引き継ぐように、という項目を私どもの契約の中に入れるということもあります。委員のおっしゃるような、このような事業は継続的なほうがいい、というような面もありますが、毎年毎年、安全性を見直していく、そして、よもや安全基準が満たされないようなところがあれば、また別の事業者を選定していくという可能性を残したものだと考えています。
委員	いまの説明に関連してですが、違反した場合に解除するのは簡単でしょうが、違反したことに対する罰則のようなものがあるのですか。
課税課長	罰則規定はありません。
委員	そうすると、解除するだけで漏れてしまったら、「ご免なさいで終わりだ」と。「それでは解除しますよ」ということですか。
課税課長	その自治体とは、契約できないということですね。自治体が、契約を解約しなければならない。それは、事業者の責任でということです。
委員	13ページに「委託の条件」として「条例の遵守」とありますが、これはどう

	いう条例なのですか。
課税課長	こちらについては、地方税法、地方税法施行規則があり、その施行規則に基づいて、安全基準も決めております。そういうものも含めて法令の遵守といい、その中に条例も含まれていると考えています。
委員	普通、重要な条例であれば罰則のようなものが入っていますよね。この場合は入らないのですか。そういう条例には該当しないのですか。
課税課長	事業者が違反した場合、「100万円以下の罰金に処する」といった規定が、杉並区個人情報保護条例にあります。
会長	そうすると、この条例というのは、いちばん基本になるのは杉並区の個人情報保護条例ではないのですか。
課税課長	杉並区においては、そうでございます。
法務担当課長	会長のご指摘のとおりで、まずこの条例について申し上げますと、一義的には、杉並区個人情報保護条例、それから法体系全部ということですから、そのほかの法例等もありますが、基本的には、まず一義的には個人情報保護条例という形になります。
会長	そうすると、これは第9章で罰則がありますよね。
法務担当課長	はい。
会長	この罰則は、当然適用されますか。
法務担当課長	適用されます。
課税課長	先ほど罰則がないと言いましたのは、国法のレベルで申し上げたということで、大変失礼しました。
会長	ほかにありますか。
委員	この制度はいつからですか。要するに、いままでやってきたことを、新しい形として専門の民間業者に外部委託していくパターンですよ。新年度からやるのでしょうか。もう1つ、6社ほどあるというのは、なるほどとは思っています。それこそデータバンク的な大きな会社ですよ。継続したり、単年度でしたり、先ほど罰則の話も出ていましたが、そう度々変えるものではないと思うし、継続したほうがいいのかと思います。いかがなものでしょうか。
課税課長	まず後者のご質問ですが、委員のご指摘のように、問題がなければ毎年継続したほうがよろしいかと思えますし、そうしたいと考えています。時期ですが、国税連携については、平成23年1月から全国一律すべての自治体で実施されます。ただその準備として、12月から通信テストが行われます。その前に契約を締結したいと考えています。
委員	具体的な話になって恐縮なのですが、この組織、システムが稼働するにはどれだけの経費が全国的にかかるのですか。杉並区でどのぐらいかかるのかわかりますか。
課税課長	全国的な規模というのは把握していませんが、少なくとも今年度については初期投資があります。私どものホストのシステム開発もありますし、その金額は約2,500万円弱です。
委員	杉並区だけで、ですか。

課税課長	はい。これらの事業者に今後、年金特徴、給与支払報告書、国税連携、いわゆる所得申告の電子データの受信ですが、それについては、年間 1,200 万円弱かかる予定です。
委員	それは、ランニングコストということですか。
課税課長	そうです。後者のほうはランニングコストです。
委員	国のほうで 6 社が指定されそうであるということですが、そこと契約して、役所のほうはこの仕事をする事ができる、ということなのですが、逆に契約しなくても、区が直接ここからデータをもらってやるということも可能なのですか。
課税課長	それは不可能です。
委員	なぜ不可能なのですか。
課税課長	まず、全国一律に入らないと、国税連携は意味がないわけです。全国一律に地方税の eLTAX ポータルを通じて、一元的に国税庁から所得申告データが全国に送信されるわけです。また、それが間違ったところにいきましたら、訂正して真正の自治体に送り返すということで、杉並区だけがそれをやらない、独自のシステムでやるということではできません。また、OCR の所得申告書ですが、新しい申告書は「マルジュウ」と呼んでいます。自治体の職員が引きはがして持ってくる自治体用の複写分がもう来年からありません。この国税連携システムに、杉並区も加わるしかないわけです。
委員	これは杉並区が独自にすること、つまり民間の事業者にお願いしてこういう仕事をしてもらう、ということではなくて、区がこの eLTAX から直接データを受け取って、杉並区が仕事をするということはあるのかどうか、という質問だったのです。
課税課長	それは、制度的にはあり得ないことになっています。この平成 22 年度の税制改正によって指定する法人、その法人が登録した事業者を使って国税連携という税の電子化を進めていく、と法令改正されていますのでそれに反することは残念ながらできません。
委員	基本的には、平成 22 年度の税制改正があつて「内容はこういうことだ」と。しかも、これは杉並区だけがやるのではなくて、東京都はもちろん、日本全国一律にこういうスタイルになるのだよ、ということが大前提にあるわけですね。
課税課長	おっしゃるとおりです。
委員	わかりました。
委員	個人情報保護という分野ではないので、ちょっと外れるかもしれませんが。電子化を図っていかうということで、さまざまな分野が電子化されて、その度に、どこまでの情報が必要なのか、記録するので保護しなくてはならないのかということが議論されてきたのですが、ほかにもまだこれから電子化しなければならない分野があるのですか。今回の区民税、都民税などを連携することで、どの程度電子化が達成できているのですか。
課税課長	税に関しては、この国税連携で一応達成できるのかなと考えていますが、国の国税連携の中に e-Tax というのがあります。所得税の電子申告ですが、この

	普及率はまだ低迷していきまして、平成 25 年の国の目標は 65%です。これが 100%になりませんと、本当の意味での電子化というのは達成できないのかなと考えています。紙データについても、国税庁がバッチ処理によって数値化して送ってくれますが、やはり本丸は e-Tax ではないかと思います。また、給与支払報告書を除き、電子申告について、杉並区はまだ手を付けていませんし、そういう面も残っています。
委員	大筋、内容はわかったのですが、年金をはじめとして徴収システムがこういう形でされてくるということに、いろいろ疑問を呈してきましたが、賛否については留保させていただきたいと思います。
委員	いまの、「これに入らなければいけない」というのは、法律的な義務で入らなければいけないのですか。それとも、そこに入らなければ業務に差し支えるからということに入るといふことなのですか。
課税課長	自治体の義務としてまでは、今回の地方税法の改正の中でも、そこまでは徹底していないのです。それを進めるのだということで、法令で関係規定を設けたり、という環境整備がなされたということです。
会長	ほかにありますか。ないようですので、報告第 13 号、第 14 号、それから諮問第 15 号から第 17 号までは決定ということにさせていただきます。
委員	私は保留です。
会長	それは、諮問第 15 号から第 17 号まで全部ですか。
委員	はい、そうです。
会長	諮問第 15 号から第 17 号までについては、1 名の保留ということで決定します。次に、諮問第 18 号、第 19 号、第 20 号について一括して事務局から説明をお願いします。
<b>諮問第 18 号、諮問第 19 号、諮問第 20 号</b>	
情報システム課長	諮問第 18 号、諮問第 19 号、諮問第 20 号について説明する。
会長	どうもありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありますか。
委員	杉並区で運転免許証の偽造が 2 件、23 区でも 28 件もあり、増えつつあるというお話でした。見ただけではわからない、精巧なものということなのですが、どういう偽造が多く見られるのか、偽造の傾向を教えてください。
区民課長	杉並区で今年 8 月に事件が 2 件起きました。2 件とも、運転免許証の写真の部分だけを窓口に来る人間の顔写真に差し替える、という加工をしていたという偽造でした。
委員	ここに書いてある住基カードの交付件数というのは、現在区民に交付されている数が 7,651 件という理解でいいのですか。
区民課長	1 年間の住基カードの交付件数が、7,651 件ということです。
委員	目的は本人確認だと思いますが、本人確認したあとも、32 ページの 1 から 4 までの項目の記録をとっておくということですか。その場で確認しただけでは、駄目なのですか。記録しておかなければ、いけないのですか。
区民課長	このソフトの使い方ですが、運転免許証を読み取るカードリーダーという機

	<p>械の上に、運転免許証を置きます。現在の運転免許証の多くには IC チップが内蔵されています。このソフトでは、IC チップに記録されている項目がパソコンの画面に出てきますので、手元にある免許証の記載内容が一致しているかどうか、運転免許証本来の IC チップが入っているかどうか、通常の IC チップと別なものが内蔵されていないかをチェックします。その運転免許証が真正な運転免許証かどうかをチェックしていくという使い方です。</p>
委員	<p>チェックをすることはよくわかるのですが、そのチェックした内容を記録しておくということですか。記録しなければいけないのですか。</p>
区民課長	<p>IC チップに内蔵された記録内容を画面に映し出すために、免許証を所有している本人にパスワードを入力していただきます。そのパスワード入力によって、初めて IC チップの内容が画面に表示され、表示されたものは記録が残るソフトです。</p>
委員	<p>それはソフト上、残るような仕組みで作ってあるということですか。</p>
区民課長	<p>はい、そうです。</p>
委員	<p>個人情報保護上、その記録を見て確認したら自動的に消すということは、ソフト上できるはずですから、なぜそのようにはしないのですか。</p>
情報システム課長	<p>申請書の保存年限が 1 年です。それに合わせて、その内容を照会等することもありますので、そのために 1 年間保存するものです。</p>
委員	<p>1 年間だけ、保存するのですね。</p>
情報システム課長	<p>1 年後は破棄します。</p>
委員	<p>1 年後は自動的に破棄する、ということですね。</p>
情報システム課長	<p>はい。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
委員	<p>31 ページに「このログファイルは、申請者に疑義が生じた場合や照会請求等で使用する」となっていますが、具体的にはどういうことなのですか。</p>
区民課長	<p>「疑義が生じた場合」というのは、偽造の運転免許証であるというようなケースが想定されます。</p>
委員	<p>それは、偽造かどうかという疑いが出てきた場合ということですね。</p>
区民課長	<p>はい。</p>
委員	<p>その次に、「照会請求等で使用する」というのは、どういうことですか。</p>
区民課長	<p>記録されたログについては、数字が羅列されているような、暗号化された記録形態になっています。区では、直接それを読み取ることができませんので、「LASDEC (ラスデック)」と言われる「地方自治情報センター」にデータを送って、解析をしてもらう必要があります。よって、「照会請求等で使用される」という書き方をしています。</p>
委員	<p>諮問第 18 号、第 19 号にかかわることですが、医療請求にかかわることを電子レセプトでこのようにしたい、ということはわかるのですが、実務的に言うと、いままで本人が医療券の受け取りをして、医療機関に行って、それを見せて治療を受けるわけですよね。今度はどのようになるのですか。本人は医療券も何も持たない、ということになるのですか。当人は、どういうことになるの</p>

	ですか。
杉並福祉事務所長	本人は、いままでと何も変わらないということです。医療機関から請求する形態が、いままで紙だったものが電子の形で請求される、というところだけが違うということです。
委員	31 ページについてですが、身分証明書として「運転免許証等」の提示と書いてありますが、運転免許証はこのソフトで本人確認するわけですね。そのほかのものも、同じようにやろうというわけなのですか。「等」の以外のものの扱いというのは、どうなっているのですか。
区民課長	このソフトで判別する対象としては、運転免許証と住基カードが対象です。住基カードも顔写真が付いて、運転免許証と同様本人確認の資料たり得ますので、「等」は住基カードも意味しています。
委員	住基カードの場合は、こういうことをやらないということですか。
区民課長	いま事件が起きているケースは、住基カードの発行において、運転免許証が本人確認資料として使われているケースです。ケースとしては少ないのではないかと想定しています。ただ、住基カード自体の書替えの申請などで、従前の住基カードを本人確認資料として持ってくる場合もありますので、住基カードも対象にするということです。
委員	運転免許証を持っていない人は、もらえないのですか。
区民課長	「住民基本台帳カードの申請時に、運転免許証等の身分証明書の提示」の「等」ですが、運転免許証のほかに、パスポートや公的な機関が発行した身分証明書なども「等」に当たります。失礼しました。
委員	それは、要するに写真の付いたものでなければ駄目なのだ、ということなのでしょう。公的なものでも納税証明書を持ってきても、駄目なのでしょう。写真が付いていなければ、本人かどうかわからないので。そういう確認のため、ソフトで判別するのですか。
区民課長	はい、そういうことです。
会長	ほかにありますか。ないようですので、諮問第 18 号、第 19 号、第 20 号について決定いたします。以上で本日の議題はすべて終了です。 それでは、ただいまお配りした答申文ですが、これでよろしいですか。ご意見はありませんか。それでは決定しましたので、区長宛に答申します。 本日の議案は全部終わりましたので、事務局で何かございますか。
法務担当課長	次回の日程でございます。12 月 24 日金曜日、午後 2 時からを予定したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。
会長	それでは以上で平成 22 年度第 3 回情報公開・個人情報保護審議会の議事はすべて終了いたしました。これで散会したいと思います、どうもご多忙のところありがとうございました。